## ひだまり第2分譲地に係る建築物の建築協定書

舟形町長 森 富広(以下「甲」という)と (以下「乙」という)とは、甲が乙に分譲した末尾記載の土地(以下「分譲宅地」という。)における建築物の建築について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定書は、分譲宅地における建築物〔建築基準法(昭和25年法第201号)第2条1号に規定する 建築物をいう。〕の建築等に関する基準を定める事により健康で快適な生活環境の形成に資することを目的 とする。

(盛土の制限)

第2条 乙は、甲から引き渡しを受けた分譲宅地に原則として盛土をしないものとする。ただし、庭園の整備に伴う築山等の工事で甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(下水管への接続)

第3条 乙は、町で布設してある下水管に自己の負担により接続し、生活雑排水の処理をするものとする。

## (建築物の制限)

- 第4条 分譲宅地内の建築物の位置、構造等は次の各号に定める基準によるものとする。
- (1)建築物の用途は、一戸建ての専用住宅であること。ただし、建築基準法施行令第130条第3項にかかげる用途(その用途に供する部分の床面積の合計が30平米以下のもの)をかねる住宅については、この限りでない。
- (2)建築物の延べ面積の分譲宅地面積に対する割合(容積率)は10分の20とする。
- (3)建築物の建築面積の分譲宅地面積に対する割合(建ペい率)は10分の6とする。
- (4) 建築物の外壁または柱の面から分譲宅地境界線まで1.5 メートル以上の距離を保つものとする。
- (5)建築物の軒先は、道路境界線より屋根の下り勾配方向に水平距離で1.5メートル以上とし、切り妻屋根の出は0.8メートル以上の距離を保つものとする。
- (6)建築物の各部の高さは最高限度(地盤面からの高さによる)9メートル以下とする。ただし、高床式の場合は、11メートル以下とする。

(落雪の防止)

第5条 建築物に積むった雪が、分譲境界線を越えて落雪しないよう必要な処置を講ずるものとする。

(井戸掘削の禁止)

第6条 分譲宅地内での井戸の掘削は行わないものとする。

(協定書の変更)

第7条 この協定を変更するときは、協定者の全員の合意をもってその旨を定め町長の許可を受けなければならない。

(建築工事届の提出)

第8条 乙は、分譲宅地に建築物を建築する場合は、建築工事届を建築担当部署に提出しなければならな (立ち入り調査等)

第9条 甲は、この協定の履行の確認のため分譲宅地に立ち入りし、建築物等の調査を行うことができる。 2 前項の調査の結果、この協定に違反したことが明らかになった場合は調査等に要した費用は乙の負担と する。

(違反者の処置)

第10条 乙が、この協定に違反した場合は、甲は文書により相当の猶予期間をつけて当該行為を是正する ための必要な処置をとることを請求することができる。

2 前項の請求があった場合においては、当該所有権者はこれに従わなければならない。

上記協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

 令和
 年
 月
 日

 甲
 最上郡舟形町舟形263番地

 舟形町長
 森
 富

 $\angle$ 

土地の表示 _		
		区画番号
亨	f 在	最上郡舟形町舟形字ハリヨ
坩	也番	番
坩	也 目	宅 地
坩	也 積	平方メートル